

# いの町下水道事業経営 審議会について

1. 審議会の設置根拠及び位置づけ
2. 審議会のスケジュール

令和7年11月25日

# 1. 審議会の設置根拠及び位置づけ

## 設置の根拠

いの町下水道事業経営審議会条例

第1条 いの町の下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、いの町下水道事業経営審議会を設置する。

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、下水道事業の経営に関する事項について審議する。

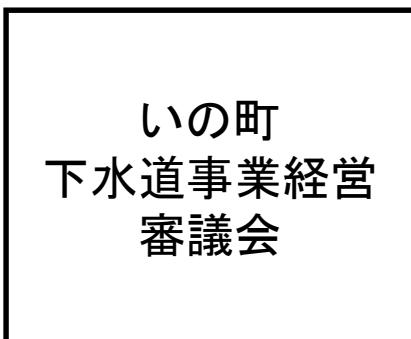
## 審議会の位置づけ

① 諒問…有識者または一定機関に、意見を求めるこ

② 答申…諮詢機関が、諮詢を受けた事項について、行政官庁に意見を述べること

下水道利用者

④ 説明



① 諒問

② 答申

③ 議案提出

議会  
(審議)

## 2. 審議会のスケジュール

審議会	時期	主な内容
第1回	11月25日	町長から審議会へ諮詢 いの町下水道事業の概要、現状と課題
第2回	2月10日	料金水準の検討
第3～4回 必要に応じて	8年度初旬	料金水準の検討 答申（案）の検討
第5回	9月頃	答申の決定 審議会から町長へ答申